

その他の電子提供措置事項  
(交付書面省略事項)

当社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）等

当社の支配に関する基本方針

連結計算書類の連結注記表

計算書類の個別注記表

自 2022年4月1日 至 2023年3月31日

第184期

# 株式会社 東芝

当社は、次の事項につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておらず、インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載することにより、株主の皆さまにご提供しております。したがって、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査委員会及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

事業報告の12 当社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）等、13 当社の支配に関する基本方針  
連結計算書類の連結注記表

計算書類の個別注記表

12. 当社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）等

(1) 当社及び当社子会社に関する業務の適正を確保するための体制

取締役会が決議した、業務の適正を確保するための体制は次のとおりです。

① 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. 当社の取締役会は、定期的に執行役から職務執行状況の報告を受けるとともに、必要事項について執行役に随時取締役会で報告させる。

イ. 当社の取締役会は、内部監査部担当執行役又は内部監査部部門長から定期的に内部監査結果の報告を受ける。

ウ. 当社の監査委員会は、定期的に執行役のヒヤリングを行うとともに、内部監査部部門長から内部監査結果の報告を定期的に受ける。

エ. 当社の監査委員会は、「監査委員会に対する報告等に関する規程」に基づき、重要な法令違反等について執行役から直ちに報告を受ける。

オ. 当社は、全ての役員（執行役員を含む。以下同じ。）、従業員が共有する価値観と行動規範を明確化した「東芝グループ行動基準」を策定し、継続的な役員研修の実施等により、当社の執行役に「東芝グループ行動基準」を遵守させる。

カ. 内部監査部を監査委員会の直轄組織とすることで、執行と監督を分離し、内部監査部による会計監査及び適法性監査等が実効的に行われる体制を構築する。

② 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ア. 当社の執行役は、「書類保存年限に関する規程」に基づき、経営会議資料、経営決定書等重要書類、その他各種帳票類等の保存、管理を適切に行う。

イ. 当社の執行役は、経営会議資料、経営決定書、計算関係書類、事業報告等の重要情報に取締役がアクセスできるシステムを整備する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. 当社の Chief Risk- & Compliance Officer（以下、CRO という。）は、「リスクマネジメント・コンプライアンス基本規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会の委員長として当社グループのリスク管理に関する施策を立案、推進する。施策の立案・推進にあたってはその実効性を確認・改善することにより、当社グループ全体の損失の危険の管理を適切に行う。CRO は法務部担当執行役をもってこれに充てる。

イ. 当社の執行役は、「ビジネスリスクマネジメント基本規程」に基づき、当社グループのビジネスリスク要因の継続的把握とリスクが顕在化した場合の損失を極小化するために必要な施策を立案、推進する。

④ 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 当社の取締役会は、経営の基本方針を決定し、執行役が策定した当社グループの中期経営計画、年度予算を承認する。

イ. 当社の取締役会は、執行役の権限、責任の分配を適正に行い、執行役は、「業務分掌規程」、「役職者職務規程」に基づき執行役、執行役員、従業員の権限、責任を明確化する。

ウ. 当社の執行役は、各部門、各執行役員・従業員の具体的目標、役割を設定する。

エ. 当社の執行役は、「取締役会規則」、「コーポレート権限基準」等に基づき、適正な手順に則って業務の決定を行う。

- オ. 当社の執行役は、業績評価委員会等により、当社グループの適正な業績評価を行う。
- カ. 当社の執行役は、情報セキュリティ体制の強化を推進するとともに、経理システム、決裁システム等の情報処理システムを適切に運用する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ア. 当社の代表執行役社長は、継続的な従業員教育の実施等により、全ての役員、従業員が共有する価値観と行動規範を明確化した「東芝グループ行動基準」を遵守させる。
- イ. 当社のCROは、「リスクマネジメント・コンプライアンス基本規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会の委員長として当社グループのコンプライアンスに関する施策を立案、推進する。
- ウ. 当社は、当社役員又は従業員が当社の違法行為を認めた場合、当社の執行側に対して通報できる内部通報制度を設置し、当社の担当執行役は、内部通報制度を活用することにより、問題の早期発見と適切な対応を行う。当該制度を利用したことを理由に、不利な取扱いをしないことを「東芝グループ行動基準」に明記する。このほか、当社は、当社の監査委員会を内部通報窓口とする内部通報制度も設置し、問題の早期の情報収集に努める。
- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 子会社は、「東芝グループ行動基準」を採択、実施し、各国の法制、事情に応じ内部通報制度を整備する。
- イ. 当社は、子会社の事業運営に関して重要事項が生じた場合は、「業務連絡要綱」等に基づき当社に報告が行われる体制を構築する。
- ウ. 当社は、内部統制項目につき、子会社を含めた適切な施策を立案し、これを各子会社の実情に応じて推進させる。
- エ. 子会社は、「東芝グループ監査役監査方針」に基づいた監査役等の監査体制を構築する。
- オ. 当社は、子会社を対象に会計処理プロセス及び業務プロセスを対象とした内部監査を実施する。
- カ. 当社は、当社グループに共通する制度、業務プロセスを適正かつ効率的に運用し、共有する資源について適正かつ効率的に配分する体制を構築する。
- キ. 当社は、社名に「東芝」冠称の付与を許諾する関連会社に対し、原則として許諾契約において「東芝グループ行動基準」の採択を義務付ける。

## (2) 当社の監査委員会の職務の執行のために必要な事項

取締役会が決議した、監査委員会の職務の執行のために必要な事項は次のとおりです。

### ① 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

当社の監査委員会の職務を補助するため、10名程度で構成される監査委員会室を設置するとともに、監査委員会室長を執行役（取締役である執行役を含む。）とする。

### ② 監査委員会の職務を補助すべき使用人の執行役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会は、当社の監査委員会室長及び監査委員会室の所属従業員の人事承認権及び解任請求権・解任拒否権を有し、監査委員会室長は監査委員会の指揮に服する。監査委員会室の所属従業員は監査委員会及び監査委員会室長の指揮に服する。

③ 監査委員会への報告に関する体制

- ア. 当社の取締役、執行役、執行役員、従業員は、「監査委員会に対する報告等に関する規程」及び「監査委員会通報制度運用規程」に基づき、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項が生じた場合、監査委員会に対して都度報告を行う。
- イ. 当社の子会社は、「東芝グループ監査役連絡会」等を通じ、定期的に当該子会社の状況等を当社の監査委員会に報告をする。また、当社は、子会社の監査役又は監査連絡責任者が当該子会社の違法行為等を認めた場合、監査委員会に対して通報できる体制を整備する。
- ウ. 当社は、「監査委員会通報制度運用規程」に基づき、当社の役員又は従業員若しくは国内の子会社の役員又は従業員が当社又は当該子会社の違法行為を認めた場合、当社の監査委員会に対して通報できる内部通報制度を設置する。
- エ. 代表執行役社長は、監査委員会の指名する監査委員に対し経営会議等重要な会議への出席の機会を提供する。

④ 監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査委員会に報告をした当社グループの役員及び従業員については、報告を行ったことを理由に、不利な取扱いをしないことを「監査委員会に対する報告等に関する規程」及び「監査委員会通報制度運用規程」に明記する。

⑤ 監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法 404 条 4 項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。当社は、監査委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設ける。期中において必要が生じた場合は、監査委員の要請に基づき、担当部署における審議の上、予算の増額を行う。

⑥ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ア. 代表執行役社長は、定期的に監査委員会と情報交換を行う。
- イ. 執行役、執行役員、従業員は、定期的な監査委員会のヒヤリング、巡回ヒヤリング等を通じ、職務執行状況を監査委員会に報告する。
- ウ. 監査委員会は、内部監査部を監査委員会の直轄組織とする。監査委員会は、内部監査部に監査方針を提示し、内部監査部に対し監査指示を行う。内部監査部部門長は、内部監査結果を監査委員会に定期的に報告する。
- エ. 監査委員会は、期初の会計監査計画、期中の会計監査の状況、期末会計監査の結果等について会計監査人に説明、報告を行わせる。
- オ. 担当執行役（CFO）は、期末決算、四半期決算について取締役会の承認等の前に監査委員会に説明を行う。
- カ. 内部監査部部門長を執行役とし、又は内部監査部を担当する執行役を置く。監査委員会は内部監査部部門長及び内部監査部を担当する執行役の人事承認権及び解任請求権・解任拒否権を有し、内部監査部部門長及び内部監査部を担当する執行役は監査委員会の指揮に服する。

キ. 監査委員は、執行側の内部通報窓口に通報された全ての内部通報にアクセスできる権限を有する。

### (3) 運用状況

「9. 当社役員の氏名、担当等 (4) 取締役会及び各委員会の活動状況」に記載の他、主な運用状況は以下のとおりです。

#### ① リスク・コンプライアンス委員会等の開催状況

当社グループのリスクマネジメント・コンプライアンスに関する施策を推進するためにリスク・コンプライアンス委員会を5回開催し、重点施策を決定して1年間推進しました。リスク・コンプライアンス委員会では、財務報告に関するリスクとその他のリスクを一元管理して審議、確認しております。

#### ② 内部通報制度の整備状況等

当社は、日本国内においては、執行側に東芝相談ホットライン（受付窓口は外部専門業者又は法律事務所を通報者が選択）を、監査側に監査委員会ホットラインを設置し、運用しています。また、また、海外においては、各地域の総括会社を窓口として、各地域内からの通報を受け付ける東芝グループ海外ホットラインを設置し、運用しています。これらの内部通報制度を従業員に活用してもらうために、全従業員向けのeラーニング等で、内部通報制度の存在及び匿名性が厳格に担保されることの周知徹底を図りました。2022年度の日本国内の内部通報件数は165件、海外での内部通報件数は65件でした。通報については監査委員会及び取締役会に報告するとともに、会計に関する通報については、通報者の個人情報を明らかにせず、直ちに会計監査人にも報告しています。受付案件のうち、法令違反や不正が疑われるものについては、正確な事実関係の把握と真因の究明に努めたうえで、従業員の処分を含め厳正に対処するとともに、再発防止の徹底を図っています。

#### ③ 役職員に対するコンプライアンス関連研修の実施状況

国内グループの経営幹部を対象に、コンプライアンス意識向上に関する研修を実施しました。国内の新任事業部長・支社長研修に、ビジネスリスクマネジメント強化、会計知識・会計コンプライアンス研修を行うとともに、幹部育成選抜研修及び昇格時等の節目研修には、会計知識・会計コンプライアンス研修を組み込み実施しております。また、海外と国内グループ従業員を対象に、eラーニングにより会計コンプライアンス教育を実施しました。

#### ④ 内部監査の実施状況

内部監査部は監査委員会監査方針に基づき内部監査の年度監査方針及び年度監査計画を策定しました。当該監査計画に基づき2022年度はスタッフ4部門及び関係会社30社に対して内部監査を実施しました。これら内部監査の結果は、内部監査部長から監査委員会に対して適時に報告されています。

#### ⑤ 監査委員の活動状況やその支援状況

監査委員は、取締役会や経営会議等の重要会議に出席するとともに、計26回の執行役等に対するヒヤリング、29回の内部統制・内部監査部門長に対するヒヤリング等を行い、取締役・執行役の職務執行状況を監視・検証しました。また、会計監査人から監査計画、監査の実施状況及びその結果につき、説明・報告を受けました。監査活動においては、監査委員会室及び直

轄組織である内部監査部を通じ、積極的に報告徴求を行いました。なお、監査委員会室を内部通報窓口とする監査委員会ホットラインは、32件の通報を受領し、対応しました。

### 13. 当社の支配に関する基本方針

#### (1) 基本方針の内容

当社グループが株主の皆様へ還元する適正な利潤を獲得し、企業価値・株主共同の利益の持続的な向上を実現するためには、株主の皆様はもちろん、お客様、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーとの適切な関係を維持、発展させていくことも必要であり、これらのステークホルダーの利益にも十分配慮した経営を行う必要があると考えています。

また、当社株式の買付の提案を受けた場合に、その買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断するためには、各事業分野の有機的結合により実現され得るシナジー効果、当社グループの実情、その他当社の企業価値を構成する要素が十分に把握される必要があると考えます。

当社取締役会は、上記の要素に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上に資さない当社株式の大量取得行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではなく、このような者による当社株式の大量取得行為に関しては、必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えています。

以上の考え方にに基づき、当社は、2006年6月に当社株式の大量取得行為に関する対応策(いわゆる買収防衛策)を導入し、2009年6月及び2012年6月に更新してまいりましたが、経営環境等の変化、金融商品取引法整備の浸透の状況、株主の皆様の意見等を考慮しながら慎重に検討した結果、2015年6月以降、当該対応策を更新しておりません。

#### (2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社及び当社株主の最善の利益のために行動することが当社取締役会の責任であり、最も重要であると認識しております。

当社は潜在的な投資家やスポンサーとのエンゲージメントと戦略的選択肢の検討を行うため、すべての委員が当社から独立した社外取締役で構成される特別委員会を設置し、2022年4月7日、潜在的な投資家やスポンサー(以下「本パートナー候補」という。)とのエンゲージメントと戦略的選択肢の検討を行うこととしました。当社は本パートナー候補との協議を交えながら、当社の企業価値向上に向けた戦略的選択肢に関する提案を募集するプロセスを慎重に進めてまいりました。

当社は、2022年7月19日、複数の本パートナー候補を第2次入札プロセスに招聘することを決定し、以後、より包括的な提案を受領すべく、財務・法務・税務・規制その他の事項を含む当社事業に関するデューデリジェンスを実施する機会を付与してまいりました。その後、当社は、複数の本パートナー候補から、完成度は様々ではあるものの、複数のより詳細な意向表明書(法的拘束力のあるものを含む。)を2022年9月30日までに受領しました。これらの提案を受け、当社は、今後のステップを決定するために、財務・法務・税務・規制その他の観点から各提案の評価を進めてまいりました。当社は、2023年3月3日、日本産業パートナー

ズ(株) (以下「JIP」という。) から最終提案書を受領し、その後の交渉を経て、2023年3月23日、当社は、取締役会において、JIPの曾孫会社である TBJH (株) (以下「公開買付者」という。) による当社の普通株式 (以下「当社株式」という。) に対する公開買付け (以下「本公開買付け」といい、公開買付者が行う、本公開買付けを含む当社の株主を公開買付者のみとし当社株式を非公開化することを目的とする一連の取引) に関して、現時点における当社の意見として、公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するものの、現時点において、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することまではしないことを決議するとともに、公開買付者との間で、公開買付者による本公開買付けの実施や当社による本公開買付けへの賛同の意見の維持等について定める本公開買付契約を締結いたしました。

当社取締役会は、本公開買付けが開始されるまでの間に、特別委員会に対して諮問した上で、その意見を踏まえ、あらためて、株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨するか否かについて検討し、決議する意向です。

## 連 結 注 記 表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (重要な会計方針)

#### 1) 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条の3第1項の規定により、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式及び作成方法に準拠して作成しています。ただし、同条第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準により要請される記載及び注記の一部を省略しています。

#### 2) 棚卸資産

原材料並びに在庫販売目的の製品及び仕掛品は、取得原価あるいは正味実現可能価額のいずれか低い価額で計上されており、取得原価は主として平均法により算定されています。注文販売目的の製品及び仕掛品については取得原価あるいは予想実現可能価額のいずれか低い価額で計上されており、取得原価は累積製造原価により算定されています。

#### 3) 投資有価証券及びその他の投資

投資有価証券は負債証券と持分証券から構成されています。当社グループ（当社グループという用語は「株東芝及び連結子会社」を表すものとして用いる。）は負債証券を売却可能有価証券に分類し、公正価値で測定するとともに、税効果考慮後の未実現保有損益をその他の包括利益（△損失）累計額に含めています。持分証券については、公正価値で測定するとともに、その変動を当期純損益に計上しています。なお、市場価格のない持分証券は、減損損失控除後の取得価額に、同一発行体の同一または類似する投資に関する一般的な取引における観察可能な価格の変動を加減算する方法により評価しています。有価証券の売却に伴う実現損益は、売却時点の個別保有銘柄の平均原価に基づいています。

市場価格のないその他の投資は、取得原価で計上しています。

当社グループは市場価格のない持分証券については減損の兆候の有無の判断において考慮する定性的評価により、公正価値の下落が認められる場合、その下落分について評価損を計上しています。また、負債証券及びその他の投資については、公正価値の下落が一時的でないか否かの評価を、市場価格の下落の程度とその期間、被投資会社の財政状態及び今後の見通し並びに当該有価証券の今後の保有方針等の観点から定期的に行っています。一時的でない公正価値の下落が発生している場合、その下落分について評価損を計上しています。

#### 4) 有形固定資産の減価償却方法

有形固定資産の減価償却の方法は、主として定額法を採用しています。

5) 長期性資産の減損

のれん及び耐用年数が確定できない無形資産を除く長期性資産について、資産の帳簿価額を回収できない可能性を示す事象や状況の変化が生じた場合には、割引前予想キャッシュ・フローに基づいて減損の有無を評価しています。当該資産の帳簿価額を回収できないと判定された場合は、公正価値に基づき評価損を計上しています。公正価値は、リスクに見合う割引率を用いて算出した予想キャッシュ・フローに基づいて測定されます。売却予定の長期性資産の場合、減損には売却費用も含まれます。売却以外の処分予定の長期性資産は、処分するまで保有かつ使用される資産として分類します。

6) のれん及びその他の無形資産

のれん及び耐用年数が確定できない無形資産について、償却をしないかわりに少なくとも1年に一度は減損のテストを行っています。耐用年数が明らかな無形資産は、主として技術関連無形資産及びソフトウェアであり、それらは、契約期間または見積利用期間にわたり定額法により償却しています。

7) 貸倒引当金

受取債権に対する貸倒引当金は貸倒の実績、滞留状況の分析及び個別に把握された回収懸念債権を総合的に勘案し計上されています。法的な償還請求を含め、すべての債権回収のための権利が行使されてもなお回収不能な場合に、当該受取債権の全部または一部は回収不能とみなされ、貸倒引当金が充当されます。

8) 未払退職及び年金費用

当社グループは、従業員を対象とした種々の退職金及び退職年金制度を有しています。退職金制度の改訂によって生じた過去勤務費用は、給付を受けると予想される従業員の平均残存勤務期間にわたって償却されます。また、予測給付債務または年金資産のいずれか大きい金額の10%を超える未認識の保険数理上の損益についても、給付を受けると予想される従業員の平均残存勤務期間にわたって償却されます。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

連結計算書類を作成するために資産・負債及び収益・費用の計上並びに偶発資産・負債の開示において、種々の見積り及び仮定を前提としています。当社グループは連結計算書類の作成に当たり、有形・無形の長期性資産、有価証券及びのれんの減損判定及び測定、受取債権及び繰延税金資産の回収可能性、不確実な税務ポジション、年金会計の測定、収益の認識並びにその他訴訟関連を含む引当金に係る仮定及び見積りが特に重要と認識しています。しかし、実際の結果は、それら見積りと異なる場合もあります。

## 3. 収益認識に関する注記

当社グループは、ASC 606「顧客との契約から生じる収益」を適用し、収益を認識しています。

当社グループは、標準量産品（半導体、複合機、POS システム等）、顧客仕様の建設型・製作型の注文製品（原子力発電システム、火力発電システム、公共インフラ、鉄道・産業システム等）、保守サービス等を主要な財またはサービスとして提供しており、約束した財又はサービスが顧客に移転し、顧客が財又はサービスの支配を獲得した時点、もしくは獲得するにつれて、収益を認識しています。また、収益は、顧客との契約において約束された対価からリベートなどを控除した金額で測定しています。

当社グループは、事業の種類別セグメントを、製品の性質、製造方法及び販売市場等の類似性に基づき、「エネルギーシステムソリューション」、「インフラシステムソリューション」、「ビルソリューション」、「リテール&プリンティングソリューション」、「デバイス&ストレージソリューション」、「デジタルソリューション」及び「その他」の7部門としています。

なお、2022年8月、当社の連結子会社であった東芝キャリア(株)（以下「TCC」という。）株式の55%を米国・Carrier Corporation社の100%子会社であるGlobal Comfort Solutions LLC社に譲渡したため、TCCは当社の連結子会社から除外されました。これに伴い、ビルソリューション部門から空調機器事業が除外されました。そのため、2022年8月以降、空調機器事業の数値は含まれていません。

2022年度における財又はサービス別の売上高は以下のとおりです。

(単位：百万円)

		2022年度
<hr/>		
エネルギーシステムソリューション		
原子力		181,337
火力・水力		268,573
送変電・配電等		233,073
その他(注)		△13,436
	合計	<hr/> 669,547
インフラシステムソリューション		
公共インフラ		384,456
鉄道・産業システム		362,893
その他(注)		△54,115
	合計	<hr/> 693,234
ビルソリューション		
ビル・施設		449,639
その他(注)		△1,571
	合計	<hr/> 448,068
リテール&プリンティングソリューション		
POSシステム・複合機等		513,141
デバイス&ストレージソリューション		
半導体		445,407
HDD他		351,681
	合計	<hr/> 797,088
デジタルソリューション		
デジタルソリューション等		235,630
その他		232,690
消去		<hr/> △227,741
連結		<hr/> <hr/> 3,361,657

(注) セグメント内の内部売上高に係る消去が含まれています。

当社グループは主に顧客仕様の建設型・製作型注文製品の未請求債権を契約資産として認識し、連結貸借対照表の受取手形、売掛金及び契約資産並びに長期受取債権に含めて表示しています。2023年3月31日現在における契約資産は235,224百万円です。

また、支配が顧客に移転する前に顧客から受領した対価については契約負債として認識し、連結貸借対照表の前受金及びその他の流動負債に含めて表示しています。2023年3月31日現在における契約負債は349,148百万円です。

2023年3月31日現在で未充足(又は部分的に未充足)の履行義務に配分した取引価格の総額は、2,132,785百万円であり、このうち概ね40%は1年以内に収益として認識すると予測しています。なお、当初の予想期間が1年以内の契約の残存履行義務の金額は含んでいません。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

1) 保証債務及び保証類似行為 2,417百万円

##### 2) 重要な係争事件

当社は、2015年2月、証券取引等監視委員会から金融商品取引法第26条に基づき報告命令を受け、工事進行基準案件等について開示検査を受けました。その後、第三者委員会を設置し調査を行った結果、不正な会計処理を継続的に実行してきたことが判明し、過年度の有価証券報告書等の訂正を行いました。当社の不正な財務報告について、米国カリフォルニア州において、米国預託証券等の所有者によって当社を被告とした集団訴訟が提起され、当社は、米国証券関連法令の適用がないこと等を理由に、本件集団訴訟の棄却を裁判所に申し立てていましたが、米国時間2016年5月20日付で本集団訴訟を棄却する旨の判決が出されました。当該判決については、米国時間2016年7月25日付で原告が上訴し、米国時間2018年7月17日付で上訴審は地裁の判決を破棄し、原告が修正訴状を提出できるよう地裁に差戻す判決を出しました。当社は当該判決に対し米国時間2018年10月15日付で連邦最高裁判所に対して上告申立てを行いました。米国時間2019年6月24日付で当該申立てが不受理となり、地方裁判所に差戻されました。

また、国内においても、当社の不正な会計処理により損害を被ったとして、複数の損害賠償請求を受けており、当社は合理的に見積り可能な金額を引当計上しています。これまでに、海外機関投資家等からのそれぞれ13,657百万円、21,759百万円、43,561百万円、9,227百万円、33,000百万円、837百万円及び4,051百万円を請求する2016年6月付、2017年4月付、同年4月付、同年6月付、同年9月付、同年9月付及び2018年4月付の提起の訴訟、資産管理サービス信託銀行(現株日本カストディ銀行)等からの14,026百万円を請求する2017年3月付提起の訴訟等が係属しています。

当社グループは全世界において事業活動を展開しており、上記に記載しているものの他にも、訴訟やその他の法的手続に関与し、当局による調査を受けています。地域ごとの裁判制度等の違いやこれらの手続は本来見通しがつきにくいものであることから、通常の想定を超えた金額の支払が命じられる可能性も皆無ではありません。このため、これらについて当社グループに不利益な決定がなされた場合、その決定の内容によっては当社グループの事業、業績や財政状態に悪影響を与える可能性があります。しかしながら、当社グループが現在知りうるかぎり、これらの争訟は当社グループの財政状態及び経営成績に直ち

に重大な影響を及ぼすものではないと当社グループは考えています。

## 5. 金融商品に関する注記

### 1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、短期的な預金を主体として資金運用しています。また銀行等金融機関からの借入等により資金を調達しています。投資有価証券は主として株式であり、市場性のある有価証券については、市場価格により公正価値を評価しています。

長期借入金の使途は運転資金及び設備投資資金です。

当社グループは通常のリスク管理の一環として、主に先物為替予約、金利スワップ契約、通貨スワップ契約及び通貨オプションといった様々な金融派生商品をリスクを軽減するために利用しています。また、当社は在外事業体への投資にかかる為替変動のヘッジを目的として、為替予約及び外貨建借入金を利用しています。

当社グループは、金融派生商品のリスク管理、承認、報告及び監視に係る方針及び規程を有しています。当社グループの方針は投機目的及びトレーディング目的の金融派生商品の保有または発行を禁止しています。

### 2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、公正価値及びその差額は以下のとおりです。

	連結貸借対照表計上額	公正価値	差額
金融商品に関する負債			
長期借入金	368,076百万円	368,805百万円	729百万円

上記の表は、公正価値が連結貸借対照表計上額とほぼ同額である金融商品、リース関連の金融商品、そして、連結貸借対照表計上額と同額である投資有価証券及びその他の投資、及び金融派生商品を除いています。

当社グループは、これらの金融商品の公正価値を見積るに当たって、期末時点での市場情勢とリスクの見積りに基づいた種々の方法及び仮定を用いています。

公正価値測定に使用するインプットはレベル1からレベル3までの優先順位が以下のとおり設定されています。

- レベル1 — 活発な市場における同一の資産または負債の市場価格
- レベル2 — 活発な市場における類似した資産または負債の市場価格  
活発でない市場における同一または類似した資産または負債の市場価格  
観察可能な市場価格以外のインプット  
相互関係またはその他の手法による観察可能な市場データに基づいたインプット
- レベル3 — 観察可能な市場データによる裏付けがない観察不能なインプット

長期借入金の公正価値は各金融機関からの借入れ時に適用された利率を期間別に加重平均した利率から見積もり、その全額をレベル3に分類しています。こちらは将来予想割引キャッシュ・フローの見積りに観測不能なインプットが含まれるためレベル3に分類しています。

他の金融商品については、レベル3に該当するものに重要性はなく、概ねレベル1又はレベル2に分類されます。

現金及び現金同等物、受取手形、売掛金及び契約資産、短期借入金、支払手形及び買掛金並びに未払金及び未払費用を含む一定のものは、その大部分が満期までの期間が短いため、連結貸借対照表計上額と公正価値はほぼ同額であるとみなしています。

投資有価証券及びその他の投資の一部は、公表されている市場価格を用いています。

その他の金融商品の公正価値の決定には、将来キャッシュ・フローの見積割引現在価値及び再取得価額等の手法が用いられています。

これらの公正価値は、必ずしも期末日現在での市場における実現可能額を示していません。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり当社株主に帰属する当期純利益は、期中の加重平均発行済普通株式数に基づき計算されます。

基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純利益	292.56円
希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益	292.56円

希薄化効果調整後の当社株主に帰属する当期純利益は、当社の持分法適用会社であるキオクシアホールディングス(株)(以下、「KHC」という。)が発行する新株予約権による影響を加味しています。なお、当年度において、当該新株予約権は、希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益に対して逆希薄化効果を有するため、希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益の計算から除外しています。

7. 重要な後発事象

当社グループは、ASC 855「後発事象」に基づき、2023年5月12日までを対象に後発事象の評価を行っていますが、記載すべき重要な後発事象はありません。

8. KHCの株式に関する注記

当社はKHCに対する投資を持分法投資として区分しています。2023年3月31日現在、当該投資勘定残高は2,680億円、持分比率は40.6%です。

当社は、KHCの金融機関に対する借入金等の債務を担保するため、(株)三井住友銀行、(株)三菱UFJ銀行、(株)みずほ銀行及び三井住友信託銀行(株)等に対してKHCの株式を差し入れています。

2022年度のキオクシアグループの経営成績及び当社に帰属する持分法による投資損失は以下のとおりです。

税金等調整前純損失	△191,768百万円
当期純損失	△141,817百万円
当社に帰属する持分法による投資損失	△57,578百万円

## 個別注記表 (1)

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

#### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ…時価法

#### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品……………個別法による原価法又は移動平均法による原価法

原材料及び貯蔵品……………移動平均法による原価法

仕掛品……………個別法による原価法又は総平均法による原価法

貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しています。

#### (4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は、建物及び構築物が3～60年、機械及び装置が2～17年です。

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しています。なお、市場販売目的のソフトウェアは、見込販売数量に基づく方法又は残存有効期間(3年以内)に基づく定額法を採用しており、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法を採用しています。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

#### (5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

訴訟損失引当金

訴訟や係争案件等の将来発生する可能性のある偶発損失に備えるため、偶発事象ごとに個別のリスクを検討し、合理的に算定した損失見込額を計上しています。

## 個別注記表 (2)

### 退職給付引当金

退職給付に充てるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しています。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法によりそれぞれ発生の翌期から費用処理しています。

### PCB 廃棄物処理引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により義務付けられているポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理費用等について、当事業年度末における見込額を計上しています。

### (6)収益及び費用の計上基準

製品販売については、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っており、顧客が当該製品に対する支配を獲得する引渡時点で当該履行義務が充足されるものと判断していることから、引渡時点で収益を計上しています。なお、一定期間にわたって履行義務が充足される工事契約については、工事進捗に応じて当該履行義務が充足されると判断していることから、進捗度を測定して収益を計上しています。

ブランド使用の対価については、当社グループ会社に対しブランドの使用許諾を行うことで、当社ブランドに蓄積された価値を提供する履行義務を負っており、当該履行義務は、当社グループ会社が当社ブランドを以て収益を計上するにつれて充足されると判断していることから、当社グループ会社の売上高に、一定の料率を乗じた金額を収益として計上しています。

### (7)ヘッジ会計の方法

#### ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっています。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっています。

#### ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約、金利スワップ、外貨建借入金等

ヘッジ対象…外貨建債権及び債務、外貨建予定取引、借入金、在外事業体に対する投資等

#### ヘッジ方針

為替リスク及び金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、当社の実需の範囲内でヘッジを行っています。

## 個 別 注 記 表 (3)

### ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しています。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しています。

### (8) グループ通算制度の適用

- ① 当事業年度から、グループ通算制度を適用しています。
- ② 「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理及び開示を行っています。

### (9) 記載金額の表示

記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

訴訟損失引当金	37,183 百万円
---------	------------

## 3. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### 担保に供している資産

関係会社株式(キオクシアホールディングス株)	83,956 百万円
------------------------	------------

上記の資産は関係会社(キオクシアホールディングス株)の金融機関と締結する借入契約に関して、当社が差し入れている担保になります。

(2)有形固定資産減価償却累計額	111,439 百万円
------------------	-------------

## 個 別 注 記 表 (4)

### (3)保証債務及び保証類似行為

リース債務等に対して、次のとおり保証を行っています。

(単位:百万円)

被 保 証 者	保 証 債 務 及 び 保 証 類 似 行 為 残 高
東 芝 ア メ リ カ 社	1,817
東 芝 イ ン フ ラ シ ス テ ム ズ (株)	246
そ の 他	182
合 計	2,246

### (4)重要な係争事件

当社は、2015年2月、証券取引等監視委員会から金融商品取引法第26条に基づき報告命令を受け、工事進行基準案件等について開示検査を受けました。その後、第三者委員会を設置し調査を行った結果、不正な会計処理を継続的に実行してきたことが判明し、過年度の有価証券報告書等の訂正を行いました。当社の不正な財務報告について、米国カリフォルニア州において、米国預託証券等の保有者によって当社を被告とした集団訴訟が提起され、当社は、米国証券関連法令の適用がないこと等を理由に、本件集団訴訟の棄却を裁判所に申し立てていましたが、米国時間2016年5月20日付で本集団訴訟を棄却する旨の判決が出されました。当該判決については、米国時間2016年7月25日付で原告が上訴し、米国時間2018年7月17日付で上訴審は地裁の判決を破棄し、原告が修正訴状を提出できるよう地裁に差戻す判決を出しました。当社は当該判決に対し米国時間2018年10月15日付で連邦最高裁判所に対して上告申立てを行いました。米国時間2019年6月24日付で当該申立てが不受理となり、地方裁判所に差戻されました。

また、国内においても、当社の不正な会計処理により損害を被ったとして、複数の損害賠償請求を受けており、当社は合理的に見積り可能な金額を引当計上しています。これまでに、海外機関投資家等からのそれぞれ13,657百万円、21,759百万円、43,561百万円、9,227百万円、33,000百万円、837百万円及び4,051百万円を請求する2016年6月付、2017年4月付、同年4月付、同年6月付、同年9月付、同年9月付及び2018年4月付の提起の訴訟、資産管理サービス信託銀行(現株日本カストディ銀行)等からの14,026百万円を請求する2017年3月付提起の訴訟等が係属しています。

当社グループは全世界において事業活動を展開しており、上記に記載しているものの他にも、訴訟やその他の法的手続に関与し、当局による調査を受けています。地域

## 個別注記表 (5)

ごとの裁判制度等の違いやこれらの手続は本来見通しがつきにくいものであることから、通常の想定を超えた金額の支払が命じられる可能性も皆無ではありません。このため、これらについて当社グループに不利益な決定がなされた場合、その決定の内容によっては当社グループの事業、業績や財政状態に悪影響を与える可能性があります。しかしながら、当社グループが現在知りうるかぎり、これらの争訟は当社グループの財政状態及び経営成績に直ちに重大な影響を及ぼすものではないと当社は考えています。

### (5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	405,780 百万円
短期金銭債務	471,190 百万円

### 4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社に対する売上高	63,800 百万円
(2) 関係会社からの仕入高	13,260 百万円
(3) 関係会社との営業取引以外の取引高	168,623 百万円

### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 当期末における発行済株式の種類及び総数

普通株式	433,137,955 株
------	---------------

#### (2) 当期末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	511,457 株
------	-----------

#### (3) 剰余金の配当に関する事項

決議	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年5月13日 取締役会	30,285百万円	70円	2022年3月31日	2022年6月14日
2022年7月19日 取締役会	69,222百万円	160円	2022年6月30日	2022年8月8日
2022年11月11日 取締役会	25,958百万円	60円	2022年9月30日	2022年12月7日
2023年3月23日 取締役会	0円	0円	2023年3月31日	—

### 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、退職給付引当金の否認等です。

繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金等です。

## 個別注記表 (6)

### 7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

(単位:百万円)

種類	会社名	議決権等の所有割合(注1)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	東芝インターナショナル米国社	所有 100.0%	当社製品の販売等	電池事業製品の販売(注2)	9,793	売掛金	2,276
子会社	東芝デバイス&ストレージ㈱	所有 100.0%	ブランド使用等 資金の貸付等 被債務保証等	ブランド使用の対価等(注3)	8,920	売掛金	4,922
				資金の貸付(注4)(注5)	-	預け金	122,382
				利息の受取(注4)(注5)	516	未収入金	52
				-	-	被債務保証(注9)	-
子会社	東芝エネルギーシステムズ㈱	所有 100.0%	ブランド使用等 資金の借入等 被債務保証等	ブランド使用の対価等(注3)	7,115	売掛金	4,733
				資金の借入(注4)(注5)	-	預り金	193,109
				利息の支払(注4)(注5)	113	未払費用	9
				-	-	被債務保証(注9)	-
子会社	東芝インフラシステムズ㈱	所有 100.0%	ブランド使用等 資金の貸付等 被債務保証等	ブランド使用の対価等(注3)	7,022	売掛金	3,920
				資金の貸付(注4)(注5)	-	預け金	47,853
				利息の受取(注4)(注5)	181	未収入金	46
				-	-	被債務保証(注9)	-
子会社	東芝インフォメーションシステムズ㈱	所有 100.0%	役務の受入	システムの運用保守等(注6)	22,642	未払金	4,597
子会社	東芝T1プロジェクト㈱	所有 100.0%	ソフトウェアの開発等	ソフトウェアの開発委託等(注7)	14,253	未払金	980
子会社	加賀東芝エレクトロニクス㈱	所有 100.0%	資金の貸付等	資金の貸付(注4)(注5)	-	預け金	30,518
				利息の受取(注4)(注5)	118	未収入金	11
子会社	東芝トレーディング㈱	所有 100.0%	資金の貸付等	資金の貸付(注4)(注5)	-	預け金	19,803
				利息の受取(注4)(注5)	79	未収入金	7
子会社	東芝産業機器システム㈱	所有 100.0%	資金の貸付等	資金の貸付(注4)(注5)	-	預け金	18,892
				利息の受取(注4)(注5)	72	未収入金	7
子会社	㈱ニューフレアテクノロジー	所有 100.0%	資金の借入等	資金の借入(注4)(注5)	-	預り金	55,671
				利息の支払(注4)(注5)	28	未払費用	3
				資金の借入(注4)(注5)	-	預り金	54,160
子会社	東芝デジタルソリューションズ㈱	所有 100.0%	資金の借入等 被債務保証等	利息の支払(注4)(注5)	37	未払費用	3
				-	-	被債務保証(注9)	-
				資金の借入(注4)(注5)	-	預り金	29,651
子会社	東芝欧州社	所有 100.0%	資金の借入等	利息の支払(注4)(注5)	370	未払費用	67
				資金の借入(注4)(注5)	-	預り金	29,466
子会社	東芝アメリカ社	所有 100.0%	資金の借入等	利息の支払(注4)(注5)	661	未払費用	123
				資金の借入(注4)(注5)	-	預り金	23,079
子会社	東芝ブランドシステム㈱	所有 100.0%	資金の借入等	利息の支払(注4)(注5)	24	未払費用	0
				資金の借入(注4)(注5)	-	預り金	0
関連会社	キオクシアホールディングス㈱	所有 40.6%	担保の提供	担保の提供(注8)	-	-	-

- (注)1. 上記の議決権等の所有割合には、子会社による間接所有の議決権を含んでいます。
2. 当該製品の販売については、一般の取引条件を参考に両社協議の上決定しています。
3. ブランド使用の対価等については、一般の取引条件を参考に両社協議の上決定しています。
4. 資金の貸付・借入については、市場金利を勘案して一般の取引条件を参考に両社協議の上決定しています。
5. 資金の貸付・借入については、当社グループ内資金の有効活用を目的としたキャッシュマネジメントシステム等を利用し、取引が反復的に行われているため、取引金額の記載を省略しています。
6. システムの運用保守については、東芝インフォメーションシステムズ㈱から提示された価格に対して一般の取引条件を参考に両社協議の上決定しています。
7. ソフトウェアの開発委託については、東芝T1プロジェクト㈱から提示された価格に対して一般の取引条件を参考に両社協議の上決定しています。
8. キオクシアホールディングス㈱の金融機関と締結する借入契約に係る担保として、当社が保有するキオクシアホールディングス㈱の全株式83,956百万円を金融機関に提供しています。
9. 被債務保証は、当社の借入金等に対して、4社連帯で777,532百万円の債務保証を受けたものです。

## 個 別 注 記 表 (7)

### 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,622円26銭
(2) 1株当たり当期純利益	533円41銭

### 9. 収益認識に関する注記

連結計算書類の「連結注記表 3. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しています。

### 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項なし